

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 鶴沼第2自治会連合会・陵南自治会連合会
- 2 日 時 令和5年7月6日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 東ライフデザインセンター 体育室
- 4 出席者 自治会長等 24名
市長・まちづくり推進課長ほか
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことば
⑥ 市長まとめのことば
- 6 提 言 （1）外国人就労事業所等へのゴミ出し基本ルールの指導
（2）公共施設の早期 Wi-Fi 化
（3）防犯カメラの設置基準について
（4）新愛岐大橋開通に合わせて陵南地区に道の駅を中核とした
観光及び災害対応拠点作りで鶴沼南部の活性化を図って
もらいたい

提言（1） 外国人就労事業所等へのゴミ出し基本ルールの指導

<朝日町2丁目南自治会長>

私の提言は『「ゴミ出し基本ルール」について外国人就労事業所、派遣事業所にどのように指導されているか。』というものです。

最近、どこからともなく外国の若い女性が数人で現れて、指定時間外や段ボールをそのままゴミステーションに置いていきます。発見するたびに班長やゴミ当番が注意をしていますが、言葉も通じず要領を得ません。

外国人就労事業所、派遣事業所に対するゴミ出しの基本ルールの指導はどのように行われているのでしょうか。市の方から外国人就労事業所、派遣事業所をしっかりと指導していただきたいと思います。

<市長>

外国籍の方は、一時のことを思いますと若干減ってきているように思います。

各務原市にも多くの外国籍の方がいらっしゃいますが、一番多いのはブラジル、次いでベトナム、次いでフィリピンの方という状況となっております。

平成 20 年には外国籍の方は市内に 4,300 人程おみえになりました。令和 5 年 4 月 1 日時点では 3,600 人程と若干減ったという状況ではありますが、やはり外国籍の方、市内に多くお住まいいただいております。

ただ県内で人口割でいきますと、県内に 42 市町村ありますが各務原市は 20 番目位です。比較的多いのが可児市、そして美濃加茂市となっております。20 番目前後と言いますと中間あたりになります。

今、会長さんも言われたように、外国の方への指導・教示というものは非常に難しいものがあると思っております。

まずは、日頃よりごみステーションの管理やごみ出しルールを守らない方への指導等にご協力いただいていることに感謝申し上げます。

外国人のごみ出しについては、言葉や文化の違いなどから、本市のルールをご存じない方も一定数おみえになるのが実情です。一旦ご理解いただければ、多くの方はルールを守っていただけるものと思いますが、ルールを知らない方への啓発が課題ととらえております

現在、市が事業所に向けて行っている外国人へのごみ出しルールの啓発についての取組をご紹介します。

1 つ目に、多くの外国人を雇用している事業所（20 名以上雇用）を訪問し、ごみ出しも含めた日本での生活に必要な情報を翻訳した「生活ガイドブック」（※）を配付し、従業員に説明いただくよう依頼しております。

（※）やさしい日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語

昨年度訪問した会社は 10 社、今年度は 25 社を予定しております。

2 つ目に、ルールが守られていないごみについてご連絡をいただいた際に中身を開封調査し、外国人の就労事業所が分かるものを発見した場合、事業所に連絡をとり、外国語版の「ごみ出しガイドブック」（※）を配付し、外国人就労者にルールを守るよう指導を依頼しております。

（※）英語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、中国語、ベトナム語

また、住民の方向けの取組といたしまして、

1 つ目に、分別して出すごみの日にコンテナに掲示する「案内板」を絵や複数言語を用いて作成し、分かりやすく分別していただけるよう工夫しています。

（日本語・英語・ポルトガル語・中国語）

2 つ目に、ごみステーションに掲示する「ごみ出しルール啓発案内板」を自治会からの要望により作成し、お渡ししています。ご要望がありましたら環境政策課までご連絡ください。

（日本語・英語・ポルトガル語・ベトナム語。A3 ラミネート加工し配付）

3 つ目に、「外国語版ごみ出しガイドブック」や「カレンダー」を市ウェブサイトに掲載するとともに、環境政策課及び国際交流サロンにおいて配付しております。

4 つ目に、外国人が多く暮らしているアパートのごみステーションでルールが守られていない場合、アパートの管理会社に指導を依頼しております。

5 つ目に、ルールが守られていないごみの排出者を特定できれば、市から個別に指導を行っております。

6 つ目に、今年度からの新たな取組として、新しく転入した外国人のうち希望される方に、ごみ出しを含めた生活ルールを市の国際交流員が多言語（※）で説明する「生活のためのオリエン

テーション事業」を開始しております。

(※) やさしい日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語

今後もこうした取組を継続してまいります。外国人の方にルールを理解していただくためには、ご提言にありますように、就労している事業所等からの働きかけも非常に有効と考えられます。従いまして、事業所のご協力を得て、ごみ出しの指導・啓発についてより一層取り組んでまいりたいと考えております。

なお、自治会の皆様でルールをご存じない・守っていただけない外国人の方が勤める事業所がお分かりであれば、環境政策課へ情報をお寄せいただけましたら、指導・啓発につなげてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

こうした取組を通じて、より多くの方にごみ出しルールを守っていただき、地域環境の美化や適正なごみ処理につながるよう努めてまいりますので、自治会の皆様におかれましても、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、参考になりますが先ほど「国際交流サロン」という言葉を出させていただきましたが、こちらは産業文化センターの6階にございます。対応可能な言語といたしましては、英語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語となります。また、電話通訳サービスの利用により、窓口では合計 31 の言語通訳が対応可能となっております。

自治会長さん方におかれましても、ルールを守らない外国の方を見られた時には環境政策課までご連絡いただくようお願いいたします。

提言（２） 公共施設の早期 Wi-Fi 化

＜鶴沼第2自治会連合会長＞

『市内公共施設の早期 Wi-Fi 化』についてお聞きします。

コロナにより、様々な企業がリモートワークなどの働き方を取り入れましたが、市（自治会）の会議等にはまったく取り入れられておりません。

市のコミュニティセンターや公民館の Wi-Fi 化の促進。また、各組織のトップ（会長等）へは無線 LAN の配布など、人が集まって行う会議からの脱却を目指すべきではないでしょうか。

＜市長＞

コロナ禍においては、仕事、教育、市民活動など様々な場面でリモート化や分散化が進み、オンラインの活用が定着してきました。

オンラインの活用は、コロナ禍での一時的な流行（はやり）ではなく、市民の皆様の様々な活動の可能性を広げる有効な手段の一つであるととらえております。例えばオンラインでの会議等につきましても、今や日常でも身近なものとなっております。市民の皆様の活動の発信・交流・連携などの「つながりづくり」にも欠かすことのできないものと考えております。

また、自治会などの地域活動においてもデジタル化を進めることで、自治会員同士の情報共有や意見交換、行政との連絡調整等において効率化や利便性の向上が期待でき、役員等への負担軽減にも寄与するものであると考えます。あわせて、現役世代や若者の参加促進にも効果的であり、担い手の確保や自治会加入率の向上などにつながることも期待されます。

さらに、今後、重要度が増してくる地域福祉や防災分野への貢献も期待されるなど、地域コミュニティの再構築や持続可能性を高める上でも、デジタル化を進めることは非常に重要なことと考えます。

そのためには、ご提案いただきました公共施設等に Wi-Fi 環境を整備することは、有効な手段

の1つであると考えています。

現在、市の公共施設におきましては、4か所のライフデザインセンターと総合体育館、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（空宙博）の6施設に、Wi-Fi環境を整備しており、スマホ講座の開催や、施設見学の際のスマホ等を活用した調べ学習などの目的で使用しています。また、この秋に全面的にグランドオープンする市役所新庁舎低層棟にも、Wi-Fi設備を設置する予定です。

このような中、Wi-Fiの効果的な利用方法を検証するため、一部の公共施設にWi-Fi環境を試行的に整備しました。対象施設は、福祉センター4か所（那加福祉センター・稲羽コミュニティセンター・鵜沼福祉センター・蘇原コミュニティセンター）、小学校体育館4か所（川島小学校・鵜沼第二小学校・鵜沼第三小学校・各務小学校）、中央図書館、中山道鵜沼宿町屋館の10施設で、令和6年3月31日までの予定です。

これまで、福祉センター・コミュニティセンターではオンライン会議や講座の開催、イベント・講演会の配信などで活用され、学校開放されている小学校体育館では、スポーツ少年団の活動で動画による指導に活用されたり、中央図書館では、仕事や学習で利用されております。

利用者の方には、利用場所や利用目的、満足度などを伺うアンケートをお願いしておりますので、期間終了後に検証することとしております。

市の公共施設におけるWi-Fi環境の整備につきましては、現在行っている実証実験における市民の皆さんのニーズや利用者のご意見を踏まえながら、設置場所や整備手法、セキュリティへの対応等を検討してまいります。

また、現在、自治会に対する新たな補助制度についても検討を進めており、パソコンなどデジタル機器購入に対する補助やWi-Fi環境の整備費用に対する補助についても検討を進めております。ご紹介できるようになりましたら、改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

提言（3） 防犯カメラの設置基準について

<朝日4丁目東自治会長>

「防犯カメラの設置」に関して市で条例を設ける予定はありますか。

昨年から防犯カメラ設置に取り組んでいます。

住民の方に説明する際に「各務原市自治会防犯カメラ設置補助事業」の要件に基づき説明していますが、何か法的な根拠があると様々な意見をまとめやすいと思います。

<市長>

防犯カメラの犯罪等への効果というものに対しましては、大変高いものがあるという認識をしております。

各務原市では、自治会をはじめとした様々な団体とも連携しながら、安全・安心なまちづくり活動を推進しております。

令和元年度からは、「自治会防犯カメラ設置事業補助制度」を設け、自治会における防犯カメラ設置の取り組みを推進しており、設置した自治会からは防犯意識が高まったという意見や刑法犯認知件数が減ったといった報告を受けています。補助制度の開始は令和元年度が本格施行ということになっていますが、平成29年度にはモデル事業として琴が丘自治会が、本格的に始まった令和元年度からは川島自治会連合会、鵜沼台区会、つつじが丘連合自治会等が活用してみえます。

防犯カメラの設置は、犯罪抑止の観点から有用性は認められるものの、一方では、プライバシーの観点から不安を感じられる方もおみえになります。地域住民による安全・安心なまちづくり

活動を補完するものとして、地域での理解が得られ、合意がなされた場合において、設置の検討を進めていただければと思います。

また、地域の防犯に関するデータも各務原警察署から提供いただいておりますので、地元で説明される際に必要であれば、お申しつけください。

そこで、ご提言いただきました防犯カメラの設置基準につきましては、平成 29 年の 4 月になりますけれども、岐阜県が「防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項」というものを作成しております。

今後の安全・安心なまちづくりを進めるうえで、防犯カメラを市町村自ら設置する場合や、自治会等へ設置を支援する場合に参考とするよう通知を受けております。毎年、市が自治会向けに防犯カメラ設置事業補助制度をご説明させていただいておりますが、その際にも留意事項について、詳しくご紹介させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、参考までですが、市が設置する防犯カメラの運用について定めた「各務原市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」についても県が定めた留意事項を元に作成しております。

その他、設置を検討されるにあたり、何かお困りごとがございましたら、まちづくり推進課まで、お気軽にお問い合わせをいただきたいと思います。

平成 29 年 4 月に岐阜県が作成した「防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項」、こちらを参考に自治会の方で説明をされてもいいのかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

【追加提言】

提言（４） 新愛岐大橋開通に合わせて、陵南地区に道の駅を中核とした観光及び災害対応拠点作りで鵜沼南部の活性化を図ってほしい。

＜各務原 6 丁目自治会長（各務原区長）＞

私からの提言は「新愛岐大橋開通に合わせて、陵南地区に道の駅を中核とした観光及び災害対応拠点作りで鵜沼南部の活性化を図ってほしい。」というものです。

大伊木町には陵南小学校の下にかつての大伊木一般廃棄物最終処分場である陵南緑地と呼ばれる広大な場所があります。これを活用して道の駅を建設し対岸の愛知県扶桑町にある「木曽川扶桑緑地公園」と連携し、橋の歩道で木曽川兩岸を繋ぐことが出来れば木曽川・伊木山・犬山城を望む景観を利用した観光拠点とすることが出来るのではないかと考えます。

木曽川河川敷は国土交通省の管轄であり、市のみで事業計画を立てることが出来ないことは十分理解していますが、災害対応拠点として活用できるよう県及び国に働きかけていただきたいと思います。

＜市長＞

ご提案いただきました陵南地区に道の駅等々というお話ですけれども、道の駅の機能の一つである、飲食や物販などを行う施設を整備する点については、近隣に同様の事業（商い）を行っている事業者がおみえになり、商圈範囲がかぶってしまうことから、民業圧迫ということになってしまうかもしれないため慎重に判断しなければならないと考えております。

また、もう一つ大事な観点が有りまして、当該エリアは、洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）において氾濫流により家屋が倒壊するおそれがある区域となっていることから、防災拠点としての利用は難しいと考えております。

しかしながら、鵜沼地区南部を活性化する取り組みについては、近年、大変な賑わいを見せる

犬山地区の対岸遊歩道において、水辺空間の新たな利用を模索しておる状況にあり、昨年 11 月 5 日、6 日に開催された「日本ライン・Kisogawa River to Summit」では、風景とお酒と音楽を楽しむマルシェイベントが催され、公園の新しい活用として注目を集めているところです。

今後もこうした取り組みを行いながら、当該エリアの活性化を図ってまいりたいと考えております。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

市政の説明

「ひとの活躍・まちの活気 しあわせ実感かかみがはら」

市政の概要、令和 5 年度新規事業について市長が説明。